

施行通知に関する意見

- (少なくとも国立大学については) 内規の見直しに関し、学長が最終的な決定権を有することを明確にし、教授会等の決定に基づかなければ学長の判断で内規を改正できないような手続き的制約(内規改正を制限する内規や「慣習」)を課すことは法の趣旨に反し(無効であり)、それ自体が見直しの対象となることを明示すべき。(p 7及びチェックリスト)
  
- 国立大学については理事や学部長等の任命は専ら学長の権限に属する事項であり、任命に当たって、教授会等の同意を必要とするような内規は法の趣旨に反することを明確にすべき。また、仮に学部長等の選考に当たり学部等において選挙を行う場合であっても、(順位を付さずに)複数候補者を提示させるなど、学長が主体的に決定できるような仕組みが必要であることを明示すべき。(p 7?)
  
- 改正法が施行される来年4月までに内規の見直し等の措置を終えるためには「迅速な取り組み」が必要であることを強調するとともに、(少なくとも国立大学については)内規の見直し等が施行日までにきちんと行われたことを確認するとともに、不十分と判断される場合の担保措置についても検討されるべき。(p 7)